

那須塩原市サーキュラーエコノミー推進体制（プラットフォーム） 構築・実証運用支援業務 仕様書

1 名称

那須塩原市サーキュラーエコノミー推進体制（プラットフォーム）構築・実証運用支援業務

2 目的

本市は令和5年9月に「2050 Sustainable Vision 那須塩原～環境戦略実行宣言～」を公表し、ネイチャーポジティブ・カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミーの3分野の相乗効果により、持続可能な環境都市の実現を目指している。

しかし現状では、サーキュラーエコノミー（以下、CE）の施策は廃棄物処理の延長線上に留まり、ごみ減量や資源物回収等の出口対策が中心となっている。回収品目や回収拠点の拡充には努めているものの、回収した資源をどう利用していくかという視点が十分ではない。市民に対しても一方通行的な施策が多く、CEに対する認知や貢献実感につながっていない。また、地域内事業者との関わりも限定的なものになっており、CEに関心の高い事業者の把握や連携方法が課題となっている。

こうした現状を踏まえ、資源循環の推進と地域経済の活性化を両立させながら、行政、市民及び事業者が共通の認識のもとで主体的に参画する循環型社会モデルを構築する。

本業務は、市が主体となって運営するプラットフォームの構築や市が実施するモデル事業実施において、専門的知見に基づく伴走支援を行うことを目的とする。

3 業務期間

契約日の翌日から令和8年12月18日（金）まで

4 履行場所

那須塩原市内ほか

5 業務内容

（1）現状調査・分析及び実証スキームの検討

CE推進における課題やポテンシャル、各ステークホルダーの抱える課題感等を把握するため、以下の調査及び分析を行う。

① 現状把握

市の政策について関連計画等と照らし合わせ、今後の展開における課題や優先事項等を整理する。

② 関係各所へのヒアリング

庁内関係部署や周辺企業、関係団体等へヒアリングを行い、CEに対する関心度や課題感、連携の可能性について調査する。

③ 他自治体の事例収集

CE先進自治体や近隣自治体の事例を収集し、市の現状との比較整理を行う。

④ 技術的助言

プラットフォームの円滑な構築に向けた、専門的知見に基づく助言及び実証プロセスの設計支援。

(2) CE推進体制（プラットフォーム）の構築・実証運用支援

① CE基本理念の整理

「(1) 現状調査・分析及び実証スキームの検討」で整理した内容をもとに、市のCE基本理念やあるべき姿を整理する。行政、市民及び事業者それぞれがCEを「自分ごと」としてとらえ、主体的な参画を促せる内容であること。

② プラットフォームの構築支援

上記①で整理した基本理念を実現するために、行政、市民及び事業者が共創する場としてのプラットフォームについて、以下のとおり提案する。なお、本市において実行可能性の高いものとする。

ア プラットフォームの形態、仕組み

イ プラットフォームの参画者

ウ プラットフォームを活用したCE推進モデル事業案

③ 自走化に向けたロードマップの作成

構想したプラットフォームについて、自走化のためのロードマップを作成する。

なお、以下の予定は例示であり、提案内容においてはこの限りでない。

令和 8年度：構想・設計（形態、費用算定等）・試運転（実証）開始

令和 9年度：試運転（実証）・課題整理・改善

令和10年度：本格稼働（実装）

(3) CE普及活動

市のCEの基本理念を市民や事業者に分かりやすく伝達し、「自分ごと」化を促す普及活動の提案やツールの制作を行う。

6 成果品

「5 業務内容」に係る報告物、制作物 一式

- ・調査分析及びプラットフォーム構想に関する業務報告書
- ・自走化に向けたロードマップ
- ・プラットフォーム運営マニュアル
- ・普及啓発ツール

※ 上記は現時点での想定であり、成果品の詳細は提案内容を踏まえ、市と受注者で協議の上決定する。

7 支払条件

1回（業務完了後精算払）

8 その他

(1) 著作権の帰属

成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて本市に帰属するものとする。ただし、イメージパース等で第三者の権利が含まれる部分はこの限りではない。

(2) 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(3) 再委託の制限

業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た部分についてはこの限りではない。

(4) 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と受注者が協議して定めるものとする。